



しあわせ信州

長野県産業労働部
令和6年2月9日現在

長野県中小企業融資制度のご案内

拡
充

経営健全化支援資金 (新型コロナ向け伴走支援型)

ご融資条件	貸付限度額	【運転・設備の合計】 1億円
	金 利	ア, イ, <u>工</u> 年1.6% ウ 年1.8%
	貸付期間	【運転・設備】 10年以内 (据置5年)
	貸付対象者	ア セーフティネット保証4号を利用する方 イ セーフティネット保証5号を利用する方 ウ 下記のいずれかを満たす方 ①最近1か月間の売上高が前年同月比▲5%以上 ②最近1か月間の利益率(※)が前年同月または直近決算の総利益率と比較して▲5%以上、もしくは直近決算の利益率が直近決算前期と比較して▲5%以上
		<u>工 災害関係保証(令和6年能登半島地震による災害に係るものに限る。)</u> を利用する方
信用保証料	ア, イ, <u>工</u> 自己負担なし ウ 自己負担なし~0.95%	

その他

- ・ 県や市町村等の保証協会付き融資からの一括借換可 (同一金融機関内に限る)
- ・ 100%保証の既往借入金をイ、ウで借り換える場合は100%保証 (残高の範囲内に限る)
- ・ 経営行動計画書の作成及びその実行状況報告が必要

※利益率：売上高総利益率もしくは売上高営業利益率

本制度に関するお問い合わせ先：県地域振興局商工観光課又は経営・創業支援課 (TEL026-235-7200)

よくあるお問合せ



「最近 1 か月」とはいつのことですか？

売上高減少要件確認書の記入日時点から遡ること 3 か月のうちいずれかの月を「最近 1 か月」とします。

なお、記入日の属する月は含みません。



申請に必要な書類を教えてください。

- ① **市町村認定書（写し可）**（貸付対象者ア、イの場合）
- ② **経営行動計画書**
- ③ **売上高／利益率減少要件確認書**（貸付対象者ウの場合）
- ④ **罹災証明書（令和 6 年能登半島地震に係るものに限る）**（貸付対象者エの場合）など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。



経営行動計画書とは何ですか？

経営改善を図るため、**申込金融機関**との対話を通し、**現状認識及び今後のアクションプランを策定**していただくものです。

この計画書に基づき、**金融機関による継続的な伴走支援がある**ことから、**定期的に経営状況の確認**があります。



申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談**ください。

